

令和 2 年 第 3 回 議会 定例会 （諸般の報告）

開会に当たり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに「新型コロナウイルス感染症にかかる市の対応」について申し上げます。

本市の特別定額給付金は、郵送申請方式の受付から3か月後の、先週水曜日、8月26日をもって申請期間が終了いたしました。

対象世帯2万6千123件のうち、99.6パーセントにあたる、2万6千31件から申請があり、額としては、約63億2千万円の支出規模となりました。

子育て支援関連の給付金につきましては、市が児童手当や児童扶養手当を支給する世帯には、すでに振り込みをおこないました。

また、特別定額給付金の対象日以降に生まれたお子さんを対象とする「出産育児応援給付金」につきましては、現在、38名に支給し、今後も順次振り込みをしていく予定です。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内中小企業を対象とした、市独自支援策においては、8月19日現在、「中小企業経営支援金」は198件、「中小企業持続化応援金」は18件の申請を受け付けたところです。

なお、7月22日からは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者や個人の方に対して、各種支援・融資制度や雇用・労務関係等に関し、専門的な相談、

サポートが受けられるよう、中小企業診断士や社会保険労務士による「中小企業等臨時サポート相談」を開設しました。相談期間等については、12月25日までの毎週水曜日と金曜日となっており、予約制で行っております。

新型コロナウイルスの収束が見通せない中、今後、インフルエンザの流行が懸念されることや台風や地震などの自然災害にも備えなければなりません。私は、市民の命と健康を守る取り組みを最優先に、社会、経済活動の活性化への道すじも含め、アフターコロナを見据えた市政運営に引き続き、取り組んでまいります。

次に「令和3年の白井市成人式の式典」について申し上げます。

市では、例年1月に、20歳になる方々と協力し、新成人の皆様の晴れの日を祝う成人式を、多くの来賓を迎え、開催しております。

現在、新型コロナウイルス感染拡大により、市の主催行事は中止又は延期としているところですが、令和3年成人式につきましては、1月10日に、なし坊ホールで、出身中学校ごとに、二部制に分け、開催することとしました。

感染症対策のため、開催にあたりましては、来賓の招待を取りやめ、保護者の会場内への入場をご遠慮いただいた上で、ホール内では席の間隔を一席ずつあけ、密集、密接の防止に努めます。さらには、式典の時間を短縮して長時間の接触を防ぎ、一部と二部の間には会場の換気

と手すり等の消毒を行います。

なお、成人式を開催することにつきましては、成人式対象者に向けて実施した「令和3年白井市成人式の開催に関するアンケート」結果において、回答者のうち84%から「開催してほしい」という要望を参考に、現時点として、分割して開催することの判断をしたものです。

ただし、今後の新型コロナウイルスの感染状況次第では、式典の開催が難しくなる場合もありますので、新成人の方と保護者の方へ向けては、広報やホームページ、さらには、案内はがき等で丁寧に周知してまいります。

次に、「市内で確認された有機フッ素化合物であるP F O S及びP F O A」について申し上げます。

昨年度、環境省は、有機フッ素化合物であるP F O S及びP F O Aの全国存在状況把握調査を行い、その結果について、令和2年6月11日に報道発表がありました。

この調査は全国の171地点の河川や地下水などで行われており、当市においては金山落の名内橋の1地点で調査が行われました。

環境省が設定した暫定的な目標値としてP F O S及びP F O Aの合算値で50ng/Lを超える数値が13都府県の37地点において確認されており、この中に名内橋も含まれていたところです。

なお、P F O S及びP F O Aについては、水質汚濁防止法には含まれていないものの、新たに国の要監視項目に追加されたものです。

公共用水域及び地下水の水質監視や汚濁源を指導す

る千葉県に、P F O S 及び P F O A の水質調査の追加実施の予定について確認したところ、現時点では考えていないとのことでした。

また、国は今年度、さらに範囲を広げて調査し、実態の把握を目指す方針と報道されていますが、正確な時期や調査箇所は明らかになっておりません。

このようなことから、市では市民の生活や健康を第一に考え、暫定目標値を超過した名内橋付近の井戸水の水質検査を7月15日に実施いたしました。検査結果については、国が定めた暫定目標値50ng/Lに対し、定量下限値である1ng未満であり、目標値を下回っておりました。P F O S 及び P F O A は、人体への影響も含め、未確定な部分が多いため、今後につきましても、引き続き国、県及び関係機関と連携し、情報の収集及び共有に努め、市民に対して適切に情報提供してまいります。

最後に「白井市認知症ガイドブック」について申し上げます。

認知症に関する情報をまとめた「白井市認知症ガイドブック（第3版）」を、本日、9月から、市内の地域包括支援センター及び、各センターで配布いたします。

今回の改訂では、令和元年6月に認知症施策推進大綱の中で示された新たな概念を踏まえて「認知症予防の定義を『認知症にならない』から、『認知症になるのを遅らせる』『認知症になっても進行を緩やかにする』」と変更し、認知症予防の重要性について紹介しています。

また、本ガイドブックは、認知症の方や実際に介護さ

れている家族等の話を基に作成しており、家族が困った時に活用していただくことはもちろん、今後の備えとしても役立ててほしいと考えています。

なお、現在の情勢を鑑み、このガイドブックをもとにした講座を開催することができないため、ガイドブックの「紹介動画」をホームページに掲載し、また、各センターでもこの動画上映会を行いますので、多くの皆さまにご覧いただき、ガイドブックとともに、ご活用いただきたいと考えております。

以上で諸般の報告を終わります。